

板橋区立生活産業融合型工場ビルの工場施設使用に係る審査基準
(平成 27 年 6 月 22 日区長決定)

(審査項目及び審査基準)

第 1 条 東京都板橋区立生活産業融合型工場ビル条例施行規則（平成 5 年板橋区規則第 69 号。以下「規則」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づく現況等の審査（以下「現況審査」という。）に係る基準は、次の各号に掲げる項目につき、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 別表 1 に定める工場ビルの施設設備の仕様 自社の設備や使用形態が適合すること。
- (2) 危険物の保有 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 10 条に規定する危険物の貯蔵量算定方式により得た値が 1.0 未満であること。
- (3) 操業上の臭気 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に規定する第一種地域に係る規制を満たすこと。
- (4) 操業上の排煙、熱風、粉塵その他これに類するもの（以下「排煙等」という。） ボイラー又は焼却炉（以下「ボイラー等」という。）を保有しないこと及びボイラー等以外の設備により排煙等が生じる場合は、フィルタ一等の対処器具を設置することにより処置ができること。
- (5) 操業上の騒音 別表 2 のとおりとし、かつ工場ビルに隣接する都営住宅の外廊下において測定する値が概ね 50 ホン以下であること。
- (6) 操業上の振動 現に操業している工場における数値が 50 デシベル以下であること。
- (7) 工場施設支払能力 支払うことが可能と思われる財務内容であること。

(審査方法)

第 2 条 規則第 7 条第 2 項の規定に基づく現況審査は、事前調査書（別記第 1 号様式）及び直近三期分の決算書（個人にあっては、確定申告書）により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると認めるときは、これらによらないことができる。

(委任)

第 3 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

付 則

この基準は、平成 27 年 6 月 22 日から施行する。

別表 1

(1) 第1工場ビル

階高	①天井高	②床荷重 ㎡当たり	③工場室ドア寸法 (高さ×幅)	④機械搬入口寸法 (高さ×幅)
1階	3.5M	2.0t	2,600 × 2,600 mm	2,900 × 2,900 mm
2階	3.2M	1.5t	2,600 × 2,600 mm	
3階	3.0M	1.5t	2,500 × 2,200 mm	2,500 × 2,600 mm
4階	3.0M	1.0t	2,500 × 2,200 mm	
5階	2.7M	1.0t	2,500 × 2,200 mm	

⑤エレベーター (荷物用) 2台		
重量	ドア寸法 (高さ×幅)	かご寸法 (高さ×幅×奥行)
2t	2,100 × 1,700 mm	2,100 × 2,200 × 2,800 mm
3t	2,500 × 2,300 mm	2,500 × 2,500 × 3,400 mm

⑥電気容量		備考
動力	電灯	種類
80KW	30KW (150A)	1階101、103号室
40KW	15KW (75A)	その他の各室

(2) 第2工場ビル

階高	①天井高	②床荷重 ㎡当たり	③工場室ドア寸法 (高さ×幅)	④機械搬入口寸法 (高さ×幅)
1階	3.5M	2.0t	2,500 × 2,500 mm	2,500 × 2,500 mm
2階	3.0M	1.5t	2,500 × 2,500 mm	2,450 × 3,500 mm (ベランダサッシ寸法)
3階	2.7M	1.5t	2,500 × 2,500 mm	

⑤エレベーター (荷物用) 1台		
重量	ドア寸法 (高さ×幅)	かご寸法 (高さ×幅×奥行)
2t	2,500 × 2,500 mm	2,500 × 2,500 × 2,500 mm

⑥電気容量		備考
動力	電灯	種類
60KW	30KW (150A)	1階各室
40KW	15KW (75A)	2・3階各室

別表 2

(単位ホン)

使用階 \ 使用施設	第一工場ビル	第二工場ビル
1 階	概ね 8.5 以下	概ね 7.5 以下
2 階以上	概ね 8.5 以下	概ね 8.5 以下

※いずれも使用する工場施設内での数値

事前調査書

使用希望 施設名	第1希望	第 工場ビル	号室
	第2希望	第 工場ビル	号室

企業名				代表者名	
本社所在地				電話	
工場所在地				電話	
現在の業種	【別表1参照】		左記の業種営業年次		明・大・昭・平 年
創業年月	明・大・昭・平 年 月	法人設立	明・大・昭・平 年 月		
資本金 (個人記入不要)	万円	株主構成 持株比率	第1位 氏名	()%	
			第2位 氏名	()%	
事業主と家族従業者	人	常雇の従業員	人	臨時及びパート(注1)	人
工場敷地	所有面積	m ²	借地面積	m ²	年間の地代()円
工場建物	所有面積	m ²	借家面積	m ²	年間の家賃()円
使用申請理由					

主要製造品	製品・加工品名(おおよその金額割合)%	製品・加工品名(おおよその金額割合)%
	()%	()%
	()%	()%
生産工程	記入例: 材料→機械加工→(メッキ)→組立加工→検査→納入 ※外注工程は()で記入すること	

(注1) 臨時及びパートは、半年以上継続している者(又は予定の者)の延べ人員を記入してください。

移 転 後 の 主 要 設 備 機 械	名 称	能力 (kw)	台数 (台)	重量 (kg)	寸 法 (単位 cm) (注 2)たて×よこ×高さ		保有・予定 の別	
					×	×	保有・予定	
					×	×	保有・予定	
					×	×	保有・予定	
					×	×	保有・予定	
					×	×	保有・予定	
					×	×	保有・予定	
					×	×	保有・予定	
					×	×	保有・予定	
					×	×	保有・予定	
					×	×	保有・予定	
					×	×	保有・予定	
					×	×	保有・予定	
					×	×	保有・予定	
					×	×	保有・予定	
					×	×	保有・予定	
					×	×	保有・予定	
					×	×	保有・予定	
		フォークリフト				×	×	保有・予定

(注2) 寸法の「たて」及び「よこ」は、機械が設置している面での大きさを記入してください

危険物	名称【別表2参照】	常時保有量(注3)	単位	※※係数	契約電	現	動力	kw
			kg・l	※※		在	電灯	A
			kg・l	※※	気容量	移	動力	kw
			kg・l	※※		転後	電灯	A
			kg・l	※※	エアコン		有り・無し	
	少量危険物の届出の有無			有り・無し				

(注3) 常時保有量は、設備機械の内臓量も含めてください ※※は記入不要

廃水関係	【別表3のなかで該当する施設の番号】				材料・製品・半製品の大きさ		
					最長のもの	m	
保有自動車	種別	寸法(たて×よこ)	排気量	台数	最大のもの	たて×よこ×高さ m m m	
					最重量もの	トン	

代表者の状況と後継者の有無 ※ 該当する番号に○をつけてください					
代表者の経歴	1. 創業者	2. 二代目	3. 三代目以降	年齢	才
後継者の有無	1. いる 2. いない 3. わからない				
	↳ 1. 家族 2. 従業員 3. その他()				

※ 個人の場合のみ記入してください(該当する番号に○をつけてください)	
個人の種別	1. みなし法人 2. 青色申告 3. 白色申告

※次表は、法人の場合は損益計算書、個人は確定申告より抜き書きしてください

最近3期決算の主要財務内容〈単位：千円〉※売上高を100とした場合の比率（％）も記入してください							
	前々々期		前々期		前期		※記入上の注意
	（年 月）	（％）	（年 月）	（％）	（年 月）	（％）	
A 売上高	千円	100	千円	100	千円	100	期首期末残高の修正必要
B 仕入商品費							同上 ただし個人の場合は合計額でC欄に記入のこと
C 材料費							
D 外注費							
E=A-(B+C+D)							計算してください
F 支払利息割引料							個人の場合は記入不要
G 経常利益							青色申告控除前の所得額
H 税引後利益							個人の場合は記入不要
I 減価償却費							

※次表については、貸借対照表の別表、借入金証書、手形帳簿などを参考にして記入してください

調査時点（平成 年 月 日現在）の借入金残高状況 単位：千円			
	残高総額		※記入上の注意
	千円	千円	
長期借入金	千円	千円	当初借入期間1年以上のもの
長期設備支払手形			
上記合計			
役員借入金			代表者一族や友人からの借入金、個人の場合は記入不要
リース料残高			
定期・定積預金総額			概算額で可、個人の場合は記入不要

事前調査書を記入する前にご確認下さい。

※ 次に掲げる企業は、当工場ビルに入居できないので、あらかじめご了解ください。

- ① ボイラーまたは産業廃棄物焼却炉を保有する企業で、当工場ビル入居後もその使用を必要とする企業。
- ② 東京都公害防止条例で定める有害ガス〔表1〕を発生する企業。
- ③ 下水道法施行令で定める有害物質及び環境指定項目等〔表2〕を排出する企業。
ただし、工場施設の建物仕様に適合し、かつ、東京都下水道局の指揮監督を遵守できる場合は、この限りではない。

〔表1〕東京都公害防止条例で定める有害ガスの種類

1 アンモニア	2 弗素	3 弗素化合物	4 シアン化水素
5 一酸化炭素	6 ホルムアルデヒド	7 メタノール	8 イソプロピルアルコール
9 イソプロピルアルコール	10 硫化水素	11 塩化水素	12 アクロレイン
13 アセトン	14 二酸化硫黄	15 塩素	16 メチルメルカプタン
17 メチルイソチアルケトン	18 ベンゼン	19 臭素	20 臭素化合物
21 窒素酸化物	22 トルエン	23 フェノール	24 硫酸(三酸化硫黄を含む)
25 クロム酸	26 キシレン	27 塩化スルホン酸	28 トリクロロエチレン
29 テトラクロロエチレン	30 ピリジン	31 酢酸メチル	32 酢酸エチル
33 酢酸ブチル	34 アルカデヒド	35 アルカデヒド	36 スチレン
37 エチレン	38 二硫化炭素	39 クロロベンゼン	

〔表2〕

・有害物質	カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、 総水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等
・環境項目等	総クロム、銅、亜鉛、フェノール、鉄（溶解性）、マンガン（溶解性） 弗素、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS） アルカデヒド、水素イオン濃度（pH）、温度、沃素消費量等

※ 次の事項についても、区の定める審査基準により、調査及び審査を行います。
審査基準に適合しない企業は、入居できませんので、ご了解ください。

- ① 建物仕様
- ② 危険物、振動、騒音、悪臭
- ③ 経営内容

【別表1】業種は次の中から選んで記入してください

- | | |
|--|------------------|
| ○ 食料品製造業 | ○ パルプ・紙・紙加工品製造業 |
| ○ 飲料・たばこ・飼料製造業 | ○ 化学工業 |
| ○ 繊維工業(衣服・その他の繊維製品を除く) | ○ プラスティック製品製造業 |
| ○ 衣服・その他の繊維製品製造業 | ○ なめし革・同製品・毛皮製造業 |
| ○ 木材・木製品製造業(家具を除く) | ○ 鉄鋼業 |
| ○ 家具・装備品製造業 | ○ 金属製品製造業 |
| ○ 印刷・同関連産業 | ○ 電気機械器具製造業 |
| ○ ゴム製品製造業 | ○ 精密機械器具製造業 |
| ○ 窯業・土石製品製造業 | ○ 情報通信機械器具製造業 |
| ○ 非鉄金属製造業 | ○ 電子部品・デバイス製造業 |
| ○ 一般機械器具製造業 | ○ 輸送用機械器具製造業 |
| ○ その他の製造業(貴金属製品、楽器、玩具、事務用品、装身具、装飾品、漆器等々) | |

【別表2】危険物の種類と名称

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|
| (第1類) 酸化性固体 | (第4類) 引火性液体 |
| ○ 塩素酸塩類 ○ 過塩素酸塩類 | ○ 特殊引火物(エーテル、二硫化炭素等) |
| ○ 無機過酸化物 ○ 亜塩素硝酸塩類 | ○ 第1石油類(アセトン、ガソリン等) |
| ○ 臭素酸塩類 ○ 硝酸塩類 | ○ アルコール類 |
| ○ よう素酸塩類 ○ 過マンガン酸塩類 | ○ 第2石油類(灯油、軽油等) |
| ○ 重クロム酸塩類 ○ 過よう素酸塩類 | ○ 第3石油類(重油、クレオソート油等) |
| ○ 過よう素酸 | ○ 第4石油類(ギヤー油、シリンダ油等) |
| クロム鉛又はよう素の酸化物 | ○ 動植物油類(不燃性容器に密栓されているものを除く) |
| ○ 亜硝酸塩類 ○ 次亜塩素酸塩類 | (第5類) 自己反応性物質 |
| ○ 塩素化イソシアヌール酸 | ○ 有機過酸化物 ○ 硝酸エステル類 |
| ○ ペルオキシニ硫酸塩類 | ○ ニトロ化合物 ○ ニトロソ化合物 |
| ○ ペルオキシソホウ酸塩類 | ○ アゾ化合物 ○ ジアゾ化合物 |
| (第2類) 可燃性固体 | ○ ヒドラジンの誘導体 ○ 金属のアジ化物 |
| ○ 硫化りん ○ 赤りん ○ 硫黄 ○ | ○ 硝酸グアニジン |
| 鉄粉 ○ 引火性固体 | (第6類) 酸化性液体 |
| ○ マグネシウム | ○ 過塩素酸 |
| (第3類) 自然発火性物質及び禁水生物質 | ○ 過酸化水素(濃度35%品は除く) |
| ○ カリウム ○ ナトリウム | ○ 硝酸(発煙硝酸) |
| ○ アルキルアルミニウム ○ 黄りん | ○ ハロゲン環化合物 |
| ○ アルキルリチウム | |
| ○ アルカリ金属及びアルカリ土類金属 | |
| ○ 有機金属化合物 ○ 金属の水素化物 | |
| ○ 金属のリン化物 ○ カルシウムまたはアルミニウムの炭化物 | |
| ○ 塩素化ケイ素化合物 | |

【別表3】 排水関係該当施設番号

番号	名 称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設(豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設

	へ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 へ 蒸りゆう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設

14	<p>でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料浸せき施設</p> <p>ロ 洗淨施設(流送施設を含む。)</p> <p>ハ 分離施設</p> <p>ニ 渋だめ及びこれに類する施設</p>
15	<p>ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ ろ過施設</p> <p>ハ 精製施設</p>
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	<p>冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 湯煮施設</p> <p>ハ 洗淨施設</p>
18の3	<p>たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 水洗式脱臭施設</p> <p>ロ 洗淨施設</p>
19	<p>紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ まゆ湯煮施設</p> <p>ロ 副蚕処理施設</p> <p>ハ 原料浸せき施設</p> <p>ニ 精練機及び精練そう</p> <p>ホ シルケット機</p> <p>へ 漂白機及び漂白そう</p> <p>ト 染色施設</p> <p>チ 薬液浸透施設</p> <p>リ のり抜き施設</p>
20	<p>洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗毛施設</p> <p>ロ 洗化炭施設</p>

21	<p>化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 湿式紡糸施設</p> <p>ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設</p> <p>ハ 原料回収施設</p>
21 の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21 の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21 の4	<p>パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 湿式バーカー</p> <p>ロ 接着機洗浄施設</p>
22	<p>木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 湿式バーカー</p> <p>ロ 薬液浸透施設</p>
23	<p>パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料浸せき施設</p> <p>ロ 湿式バーカー</p> <p>ハ 碎木機</p> <p>ニ 蒸解施設</p> <p>ホ 蒸解廃液濃縮施設</p> <p>ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設</p> <p>ト 漂白施設</p> <p>チ 抄紙施設(抄造施設を含む。)</p> <p>リ セロハン製膜施設</p> <p>ヌ 湿式繊維板成型施設</p> <p>ル 廃ガス洗浄施設</p>
23 の2	<p>新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 自動式フィルム現像洗浄施設</p> <p>ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設</p>
24	<p>化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 分離施設</p> <p>ハ 水洗式破碎施設</p> <p>ニ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ホ 湿式集じん施設</p>

25	<p>水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 塩水精製施設</p> <p>ロ 電解施設</p>
26	<p>無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設</p> <p>ロ ろ過施設</p> <p>ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機</p> <p>ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設</p> <p>ホ 廃ガス洗浄施設</p>
27	<p>前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 遠心分離機</p> <p>ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設</p> <p>ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設</p> <p>ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設</p> <p>ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設</p> <p>ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設</p> <p>チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設</p> <p>リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設</p> <p>ヌ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ル 湿式集じん施設</p>
28	<p>カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 湿式アセチレンガス発生施設</p> <p>ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゆう施設</p> <p>ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゆう施設</p> <p>ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゆう施設</p> <p>ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設</p> <p>ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設</p>
29	<p>コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ ベンゼン類硫酸洗浄施設</p> <p>ロ 静置分離器</p> <p>ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設</p>
30	<p>発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p>

	<p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 蒸りゆう施設</p> <p>ハ 遠心分離機</p> <p>ニ ろ過施設</p>
31	<p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう施設</p> <p>ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設</p> <p>ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</p>
32	<p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設</p> <p>ハ 遠心分離機</p> <p>ニ 廃ガス洗浄施設</p>
33	<p>合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 縮合反応施設</p> <p>ロ 水洗施設</p> <p>ハ 遠心分離機</p> <p>ニ 静置分離器</p> <p>ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設</p> <p>ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設</p> <p>ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設</p> <p>チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>リ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ヌ 湿式集じん施設</p>
34	<p>合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 脱水施設</p> <p>ハ 水洗施設</p> <p>ニ ラテックス濃縮施設</p> <p>ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</p>
35	<p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 蒸りゆう施設</p> <p>ロ 分離施設</p>

	ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゆう施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゆう施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゆう施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゆう施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
39	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設

41	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗淨施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗淨施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗淨施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗淨施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗淨施設
48	火薬製造業の用に供する洗淨施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゆう施設

	ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51 の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51 の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設

61	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63 の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63 の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64 の2	水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。) 又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めつき施設

66 の2	<p>旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(下宿営業を除く。))をいう。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの(→ 注1)</p> <p>イ ちゆう房施設</p> <p>ロ 洗たく施設</p> <p>ハ 入浴施設</p>
66 の3	<p>共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゆう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p>
66 の4	<p>弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設(総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p>
66 の5	<p>飲食店(次号及び第66号の7に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p>
66 の6	<p>そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p>
66 の7	<p>料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設(総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p>
67	<p>洗たく業の用に供する洗浄施設</p>
68	<p>写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設</p>
68 の2	<p>病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ ちゆう房施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 入浴施設</p>
69	<p>と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設</p>
69 の2	<p>中央卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項に規定するものをいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。)</p> <p>イ 卸売場</p> <p>ロ 仲卸売場</p>
69 の3	<p>地方卸売市場(卸売市場法第2条第4項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和46年政令第221号)第2条第2号に規定するものを除く。))をいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p> <p>イ 卸売場</p>

	<input type="checkbox"/> 仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)
70の2	自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗淨施設
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの(→注2) <input type="checkbox"/> 洗淨施設 <input type="checkbox"/> 焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの <input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設(前各号に該当するものを除く。)
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)

(注1) 下水道法上の取扱い

届出及び下水排除の制限等に関しては、特定施設から除かれます。ただし、入浴施設のうち温泉を利用する場合はこの限りではありません。

(注2) 環境省令で定めるもの

- 1 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。)
- 2 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。)
- 3 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを除く。)
- 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- 5 保健所
- 6 検疫所
- 7 動物検疫所
- 8 植物防疫所
- 9 家畜保健衛生所
- 10 検査業に属する事業場
- 11 商品検査業に属する事業場
- 12 臨床検査業に属する事業場
- 13 犯罪鑑識施設